

令和2年6月18日開会

令和2年6月

# 市議会定例會議案書

寝屋川市

# 目 次

番 号	案 件	頁
報告第 7 号	令和元年度寝屋川市一般会計繰越明許費の報告	別冊
報告第 8 号	令和元年度寝屋川市水道事業会計予算繰越しの報告	別冊
報告第 9 号	令和元年度寝屋川市下水道事業会計継続費繰越しの報告	別冊
議案第 45 号	寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正	1
議案第 46 号	寝屋川市税条例の一部改正	3
議案第 47 号	寝屋川市手数料条例の一部改正	11
議案第 48 号	令和 2 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 5 号）	別冊
議案第 49 号	令和 2 年度寝屋川市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 50 号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議	13
議案第 51 号	人権擁護委員候補者の推薦（湯 川 あつ子）	15
議案第 52 号	人権擁護委員候補者の推薦（中 井 豊）	18
議案第 53 号	教育委員会委員の任命	21
議案第 54 号	固定資産評価審査委員会委員の選任	23
議案第 55 号	農業委員会委員の任命（奥 野 清 一）	25
議案第 56 号	農業委員会委員の任命（奥 野 隆 雄）	27

番号	案件	頁
議案第 57 号	農業委員会委員の任命（小野信次）	30
議案第 58 号	農業委員会委員の任命（川口茂明）	32
議案第 59 号	農業委員会委員の任命（川口昌澄）	35
議案第 60 号	農業委員会委員の任命（北川博）	38
議案第 61 号	農業委員会委員の任命（北川康裕）	41
議案第 62 号	農業委員会委員の任命（北野紀美子）	43
議案第 63 号	農業委員会委員の任命（木邨公重）	45
議案第 64 号	農業委員会委員の任命（金谷伸太郎）	48
議案第 65 号	農業委員会委員の任命（田伏隆雄）	51
議案第 66 号	農業委員会委員の任命（富田順治）	54
議案第 67 号	農業委員会委員の任命（中橋弘）	56
議案第 68 号	農業委員会委員の任命（中東敬夫）	58
議案第 69 号	農業委員会委員の任命（西尾晴雄）	61
議案第 70 号	農業委員会委員の任命（溝口透）	64
議案第 71 号	農業委員会委員の任命（南昌男）	66



議案第 45 号

## 寝屋川市執行機関の附属機関に関する条 例の一部改正

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり  
制定する。

令和 2 年 6 月 18 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年寝屋川市条例第 27 号）  
の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 3 項を附則第 2 項とする。

別表教育委員会 寝屋川市幼児教育振興審議会の項及び寝屋川市小学校就学前  
教育支援プログラム審議会の項を削り、同表に次のように加える。

市長及び 教育委員 会	寝屋川市立幼稚園・保育 所の在り方に関する審 議会	寝屋川市第 2 期子ども・子育て支援 事業計画を踏まえた寝屋川市立の 幼稚園及び保育所の在り方につい ての調査審議に関する事務
-------------------	---------------------------------	--

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

（小学校就学前の教育支援のためのプログラムに関する事項についての審議）

2 寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会においては、別表に定め  
る担任事務を行うに当たり、小学校就学前の教育支援のためのプログラムに関  
する事項についても、寝屋川市第 2 期子ども・子育て支援事業計画及び寝屋川  
市教育大綱並びにこの条例による改正前の寝屋川市執行機関の附属機関に関  
する条例の規定により置かれていた寝屋川市小学校就学前教育支援プログラ  
ム審議会における審議の内容等を踏まえて審議を行うものとする。

議案第 46 号

## 寝屋川市税条例の一部改正

寝屋川市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 18 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市税条例の一部を改正する条例

(寝屋川市税条例の一部改正)

第1条 寝屋川市税条例（平成16年寝屋川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第21条中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第29条第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第105条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第105条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

附則第4条第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第5条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第13条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61

条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第14条第24項を同条第26項とし、同項の前に次の1項を加える。

25 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第14条中第23項を同条第24項とし、第17項から第22項までを1項ずつ繰り下げ、第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第14条に次の1項を加える。

27 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第32条第2項中「第44項まで」の次に「、第47項」を加え、「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

附則第37条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第40条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第41条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第54条 第6条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 寝屋川市税条例の一部を次のように改正する。

第11条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第12条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第14条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第18条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第18条第2項の表の

第1号」を「同号」に、「第46条第10項から第12項まで」を「第46条第9項から第16項まで」に改める。

第18条第2項の表第1号才中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6か月の期間若しくは同項第3号に掲げる連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第46条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8

「第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第47条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第49条第4項から第6項までを削る。

第105条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第4条第2項中「及び第4項」を削る。

附則第13条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第14条第27項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第32条第2項中「第61条」を「第63条」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第55条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内

にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の2の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第56条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第11条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中寝屋川市税条例第105条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中寝屋川市税条例第15条第1項第2号、第21条及び第29条第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第4条及び第5条第1項の改正規定並びに第2条中寝屋川市税条例附則第13条、第14条第27項及び第32条第2項の改正規定並びに同条例附則に2条を加える改正規定並びに次条並びに附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中寝屋川市税条例第105条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条(前2号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
- (5) 第1条中寝屋川市税条例附則第40条第1項及び第41条第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の寝屋川市税条例(以下「新条例」という。)附則第4条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応す

る延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第15条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第21条及び第29条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第29条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第14条第1項第1号に掲げる者に係るもの）を除く。」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の寝屋川市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号口に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税又は都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、令和元年度分までの固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

2 新条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第32条第2項の規定の適用については、同項中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

議案第 47 号

## 寝屋川市手数料条例の一部改正

寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 18 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例

寝屋川市手数料条例（平成12年寝屋川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第12条の4（見出しを含む。）中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 大阪広域水道企業団の共同処理する事務 の変更及び大阪広域水道企業団規約の変 更に関する協議

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、次のとおり、大阪広域水道企業団の共同処理する事務を変更し、及び大阪広域水道企業団規約を変更することに關し、他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第 290 条の規定により議決を求める。

令和 2 年 6 月 18 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

### 1 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更

令和 3 年 4 月 1 日から、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に、藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町に係る水道事業の経営に関する事務を追加する。

### 2 大阪広域水道企業団規約の変更

次頁のとおり大阪広域水道企業団規約の一部を変更する。

## 大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成 22 年 11 月 2 日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第 2 中「泉南市」を「藤井寺市、泉南市」に、「四條畷市」を「四條畷市、大阪狭山市」に、「忠岡町」を「忠岡町、熊取町」に、「太子町」を「太子町、河南町」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約の一部変更）

2 大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約（平成 30 年 7 月 18 日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

附則中「平成 36 年 4 月 1 日」を「令和 6 年 4 月 1 日」に改める。

## 人 権 擁 護 委 員 候 补 者 の 推 薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和 2 年 6 月 18 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所

氏 名

生年月日

[REDACTED]

湯川 あつ子（ゆかわ あつこ）  
[REDACTED]

### 理 由

人権擁護委員 湯川あつ子が令和 2 年 12 月 31 日 任期満了のため、引き続き推薦したい。

※ 任期 3 年（人権擁護委員法第 9 条）

## 履歴書

本籍 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
氏名 湯川 あつ子（ゆかわ あつこ）  
生年月日 [REDACTED]

## 学歴

昭和 58 年 3 月 同志社大学経済学部卒業

## 職歴

昭和 58 年 4 月 株式会社サンリオ 入社  
昭和 62 年 8 月 同上 退社  
昭和 63 年 4 月 有限会社奥田扇子店 入社  
平成 3 年 12 月 同上 退社  
平成 4 年 1 月 湯川税理士事務所 入所  
平成 29 年 4 月 同上 退所  
木村税理士事務所 入所  
現在に至る

## 公職歴等

自 平成 14 年 4 月 至 平成 16 年 3 月 寝屋川市立成美小学校 P T A 副会長  
自 平成 20 年 4 月 至 平成 22 年 3 月 寝屋川市立第九中学校 P T A 会計監査

自 平成 24 年 4 月  
至 平成 30 年 3 月

寝屋川市青少年指導員

自 平成 26 年 10 月  
至 現 在

人権擁護委員

## 賞 罰

な し

## 人 権 擁 護 委 員 候 补 者 の 推 薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和 2 年 6 月 18 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所

氏 名

生年月日

[REDACTED]  
中井 豊 (なかい ゆたか)

### 理 由

人権擁護委員 中井豊が令和 2 年 12 月 31 日 任期満了のため、引き続き推薦したい。

※ 任期 3 年（人権擁護委員法第 9 条）

## 履歴書

本籍 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
氏名 中井 豊 (なかい ゆたか)  
生年月日 [REDACTED]

## 学歴

昭和 48 年 3 月 大阪教育大学教育学部卒業

## 職歴

昭和 48 年 4 月 寝屋川市立北小学校教諭  
昭和 49 年 4 月 大阪教育大学附属平野小学校教諭  
昭和 57 年 4 月 寝屋川市立石津小学校教諭  
寝屋川市立第一中学校教諭 (昭和 62 年 4 月) を歴任  
平成 4 年 4 月 大阪府教育委員会事務局指導第二課指導主事  
大阪府教育委員会事務局義務教育課指導主事 (平成 6 年 4 月)、大阪府教育センター指導主事 (平成 8 年 4 月)、大阪府教育センター主任指導主事 (平成 9 年 4 月) を歴任  
平成 10 年 4 月 大阪教育大学附属平野小学校副校長  
平成 13 年 4 月 寝屋川市立第十中学校長  
平成 14 年 4 月 大阪教育大学非常勤講師  
平成 20 年 4 月 園田学園女子大学人間教育学部准教授  
平成 27 年 4 月 関西大学非常勤講師  
平成 28 年 4 月 大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学非常勤講師  
現在に至る

## 公職歴等

自 平成 15 年 4 月

保護司

至 現 在

自 平成 20 年 4 月

大阪教育大学附属平野小学校学校評議員

至 平成 27 年 3 月

自 平成 20 年 4 月

寝屋川市立木田小学校学校評議員

至 現 在

自 平成 22 年 4 月

岬町立中学校学校評議員

至 平成 27 年 3 月

自 平成 28 年 4 月

寝屋川市立中木田中学校学校評議員

至 現 在

自 平成 30 年 1 月

人権擁護委員

至 現 在

## 賞 罰

なし

## 教 育 委 員 会 委 員 の 任 命

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により同意を求める。

令和 2 年 6 月 18 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所

氏 名 秋元 美智代（あきもと みちよ）

生年月日

### 理 由

教育委員会委員 秋元美智代が令和 2 年 6 月 30 日 任期満了のため、引き続き任命したい。

※ 任期 4 年（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 5 条第 1 項）

# 履歴書

本籍地  
住所  
氏名  
生年月日

[REDACTED]  
秋元 美智代 (あきもと みちよ)  
[REDACTED]

## 学歴

平成 5 年 3 月 奈良佐保女学院短期大学卒業

## 職歴

平成 5 年 4 月 富士火災海上保険株式会社 入社  
平成 9 年 5 月 同上 退社  
平成 9 年 11 月 コマーシャル・ユニオン・アッシュアランス・カンパニー・ピー・エル・シー 入社  
平成 10 年 11 月 同上 退社  
平成 24 年 4 月 特定非営利活動法人寝屋川市スポーツ振興連盟事務局 次長に就任  
平成 30 年 3 月 同上 退任  
平成 30 年 4 月 株式会社 Z i P スポーツクラブ 入社  
現在に至る

## 公職歴等

自 平成 30 年 7 月 寝屋川市教育委員会委員  
至 現 在

## 賞罰

なし

## 固定資産評価審査委員会委員の選任

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により同意を求める。

令和 2 年 6 月 18 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所	[REDACTED]
氏 名	上原 武彦（うえはら たけひこ）
生年月日	[REDACTED]

### 理 由

固定資産評価審査委員会委員 上原武彦が令和 2 年 7 月 9 日 任期満了のため、  
引き続き選任したい。

※ 任期 3 年（地方税法第 423 条第 6 項）

## 履歴書

本籍所名 [REDACTED]  
上原 武彦 (うえはら たけひこ)  
生年月日 [REDACTED]

## 学歴

昭和 50 年 3 月 関西大学法学部卒業

## 職歴

昭和 56 年 4 月 司法研修所 入所  
昭和 58 年 3 月 同 上 終了  
昭和 58 年 4 月 橋本崇志法律事務所 入所  
昭和 63 年 3 月 同 上 退所  
昭和 63 年 4 月 黒田・上原法律事務所 開設  
平成 10 年 2 月 上原武彦法律事務所 開設  
(平成 25 年 1 月から北御堂筋パートナーズ法律事務所に  
名称変更)  
現在に至る

## 公職歴等

自 平成 22 年 4 月 大阪弁護士会副会長  
至 平成 23 年 3 月

自 平成 23 年 7 月 寝屋川市固定資産評価審査委員会委員  
至 現 在

## 賞罰

なし

## 農業委員会委員の任命

次の者を寝屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

令和 2 年 6 月 18 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所

氏 名

生年月日

[REDACTED]

奥野清一(おくの きよかず)

[REDACTED]

### 理由

農業委員会委員の全員が令和 2 年 7 月 19 日 任期満了のため、農業委員会委員に任命したい。

※ 任期 3 年（農業委員会等に関する法律第 10 条第 1 項）

## 履歴書

本籍 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
氏名 奥野清一(おくのきよかず)  
生年月日 [REDACTED]

## 学歴

昭和 52 年 3 月 京都産業大学法学部卒業

## 職歴

昭和 53 年 7 月 守口市に就職  
平成 19 年 4 月 総務部契約課長  
平成 20 年 4 月 市民生活部市民生活課長  
平成 23 年 4 月 選挙管理委員会事務局長  
平成 24 年 4 月 市民生活部人権室長  
平成 25 年 4 月 会計管理者  
平成 27 年 3 月 同上 退職

## 公職歴等

自 平成 29 年 4 月 北河内農業協同組合田井支部長  
至 平成 31 年 3 月

## 賞罰

なし

## 農業委員会委員の任命

次の者を寝屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

令和 2 年 6 月 18 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所	[REDACTED]
氏 名	奥野 隆雄(おくの たかお)
生年月日	[REDACTED]

### 理由

農業委員会委員の全員が令和 2 年 7 月 19 日 任期満了のため、農業委員会委員に任命したい。〔再任〕

※ 任期 3 年（農業委員会等に関する法律第 10 条第 1 項）

## 履歴書

本籍 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
氏名 奥野 隆雄 (おくの たかお)  
生年月日 [REDACTED]

## 学歴

昭和 39 年 3 月 大阪府立淀川工業高等学校卒業  
昭和 40 年 3 月 大阪工業大学中退

## 職歴

昭和 42 年 9 月 交野市に就職  
平成 7 年 5 月 下水道部下水道課長  
平成 9 年 7 月 下水道部下水道課長兼天野川清掃工場長  
平成 10 年 4 月 都市整備部道路河川課長  
平成 14 年 4 月 都市整備部下水道課長  
平成 15 年 4 月 第 2 京阪道路対策室長  
平成 17 年 3 月 同上 退職

## 公職歴等

自 平成 20 年 4 月 北河内農業協同組合国松支部長  
至 現 在

自 平成 26 年 7 月 寝屋川市農業委員会委員  
至 平成 29 年 7 月  
自 平成 29 年 7 月 寝屋川市農業委員会副会長  
至 現 在

## 賞 罰

平成 2 年 5 月 日本下水道協会表彰

## 農業委員会委員の任命

次の者を寝屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

令和 2 年 6 月 18 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所

氏 名

生年月日

小野信次(おの のぶつぐ)

### 理 由

農業委員会委員の全員が令和 2 年 7 月 19 日 任期満了のため、農業委員会委員に任命したい。

※ 任期 3 年（農業委員会等に関する法律第 10 条第 1 項）

## 履歴書

本籍 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
氏名 小野信次(おの のぶつぐ)  
生年月日 [REDACTED]

## 学歴

昭和 48 年 3 月 大阪工業大学工学部卒業

## 歴職

昭和 48 年 4 月 佐伯建設工業株式会社 入社  
昭和 49 年 4 月 同上 退社  
昭和 49 年 12 月 枚方寝屋川消防組合に就職  
平成 21 年 9 月 同上 退職

## 公職歴等

自 平成 25 年 4 月 木屋町自治会長  
至 現 在

## 賞罰

なし

## 農業委員会委員の任命

次の者を寝屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

令和 2 年 6 月 18 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所	[REDACTED]
氏 名	川口茂明(かわぐちしげあき)
生年月日	[REDACTED]

### 理由

農業委員会委員の全員が令和 2 年 7 月 19 日 任期満了のため、農業委員会委員に任命したい。〔再任〕

※ 任期 3 年（農業委員会等に関する法律第 10 条第 1 項）

## 履歴書

本籍 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
氏名 川口茂明 (かわぐち しげあき)  
生年月日 [REDACTED]

## 学歴

昭和 57 年 3 月 近畿大学法学部卒業

## 職歴

昭和 57 年 4 月 株式会社西武百貨店 入社

平成 7 年 3 月 同上 退社

平成 14 年 4 月 川口司法書士事務所 開設

現在に至る

## 公職歴等

自 平成 15 年 4 月 北河内農業協同組合寝屋支部役員

至 平成 31 年 3 月

自 平成 17 年 4 月 寝屋萩原用水組合役員

至 令和 2 年 3 月

自 平成 18 年 8 月 北河内農業協同組合寝屋支部総代

至 現 在

自 平成 19 年 7 月 寝屋南土地区画整理組合理事長  
至 平成 24 年 2 月

自 平成 23 年 5 月 寝屋二丁目地区の将来を考える会役員  
至 現 在

自 平成 24 年 4 月 寝屋川市寝屋南地区まち育て協議会役員  
至 現 在

自 平成 29 年 7 月 寝屋川市農業委員会委員  
至 現 在

自 平成 31 年 4 月 寝屋園芸組合(用水組合)組合長  
至 現 在

## 賞 罰

なし

## 農業委員会委員の任命

次の者を寝屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

令和 2 年 6 月 18 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所	[REDACTED]
氏 名	川口昌澄(かわぐち まさづみ)
生年月日	[REDACTED]

### 理由

農業委員会委員の全員が令和 2 年 7 月 19 日 任期満了のため、農業委員会委員に任命したい。〔再任〕

※ 任期 3 年（農業委員会等に関する法律第 10 条第 1 項）

## 履歴書

本籍 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
氏名 川口昌澄 (かわぐち まさづみ)  
生年月日 [REDACTED]

## 学歴

昭和 35 年 3 月 大阪鉄道高等学校卒業

## 職歴

昭和 35 年 4 月 大阪市に就職

平成 14 年 3 月 同上 退職

## 公職歴等

自 平成 16 年 4 月 高宮自治会役員  
至 平成 20 年 3 月

自 平成 21 年 4 月 高宮財産区役員  
至 平成 25 年 3 月

自 平成 21 年 4 月 高宮水利管理者  
至 平成 25 年 3 月

自 平成 26 年 4 月 北河内農業協同組合高宮支部長  
至 平成 28 年 3 月

自 平成 29 年 7 月  
至 現 在 寝屋川市農業委員会委員

賞 罰

な し

## 農業委員会委員の任命

次の者を寝屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

令和 2 年 6 月 18 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所

氏 名 北川 博（きたがわ ひろし）

生年月日

### 理由

農業委員会委員の全員が令和 2 年 7 月 19 日 任期満了のため、農業委員会委員に任命したい。〔再任〕

※ 任期 3 年（農業委員会等に関する法律第 10 条第 1 項）

## 履歴書

本籍 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
氏名 北川 博 (きたがわ ひろし)  
生年月日 [REDACTED]

## 学歴

昭和 42 年 3 月 大阪府立大学経済学部卒業

## 職歴

昭和 42 年 4 月 ダイハツ工業株式会社 入社  
平成 14 年 12 月 同上 退社  
平成 18 年 6 月 九個荘農業協同組合理事  
平成 21 年 6 月 九個荘農業協同組合代表理事組合長  
平成 30 年 6 月 同上 退職

## 公職歴等

自 平成 17 年 4 月 仁和寺本町自治会長  
至 平成 22 年 4 月  
自 平成 17 年 7 月 寝屋川市農業委員会委員  
至 平成 20 年 7 月  
自 平成 23 年 7 月 寝屋川市農業委員会副会長  
至 平成 29 年 7 月

自 平成 29 年 7 月  
至 現 在 寝屋川市農業委員會會長

賞 罰

な し

## 農業委員会委員の任命

次の者を寝屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

令和 2 年 6 月 18 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所

氏 名

生年月日

[REDACTED]

北川康裕(きたがわ やすひろ)

[REDACTED]

### 理由

農業委員会委員の全員が令和 2 年 7 月 19 日 任期満了のため、農業委員会委員に任命したい。

※ 任期 3 年（農業委員会等に関する法律第 10 条第 1 項）

## 履歴書

本籍 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
氏名 北川 康裕 (きたがわ やすひろ)  
生年月日 [REDACTED]

## 学歴

昭和 61 年 3 月 関西大学工学部卒業

## 職歴

昭和 61 年 4 月 日立西部ソフトウェア株式会社 入社  
(平成 12 年 4 月から株式会社日立システムアンドサービスに、平成 22 年 10 月から株式会社日立ソリューションズに商号変更)  
平成 16 年 4 月 同上 金融システム事業部課長  
平成 25 年 3 月 同上 退社

## 公職歴等

自令和 2 年 4 月 中神田町自治会副会長  
至現 在

## 賞罰

なし

## 農業委員会委員の任命

次の者を寝屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

令和 2 年 6 月 18 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所

氏 名

生年月日

[REDACTED]

北野 紀美子（きたの きみこ）

[REDACTED]

### 理由

農業委員会委員の全員が令和 2 年 7 月 19 日 任期満了のため、農業委員会委員に任命したい。

※ 任期 3 年（農業委員会等に関する法律第 10 条第 1 項）

## 履歴書

本籍 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
氏名 北野 紀美子 (きたの きみこ)  
生年月日 [REDACTED]

## 学歴

昭和 36 年 3 月 京都女子短期大学文学部卒業

## 職歴

なし

## 公職歴等

自 昭和 60 年 4 月 寝屋川市消費者協会書記  
至 平成 2 年 3 月  
  
自 平成 2 年 4 月 寝屋川市消費者協会副会長  
至 平成 4 年 3 月  
  
自 平成 4 年 4 月 寝屋川市消費者協会書記  
至 平成 8 年 3 月  
  
自 平成 8 年 4 月 寝屋川市消費者協会副会長  
至 令和 2 年 3 月

## 賞罰

なし

## 農業委員会委員の任命

次の者を寝屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

令和 2 年 6 月 18 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所

氏 名 木邨公重(きむら ひろしげ)

生年月日

### 理由

農業委員会委員の全員が令和 2 年 7 月 19 日 任期満了のため、農業委員会委員に任命したい。

※ 任期 3 年（農業委員会等に関する法律第 10 条第 1 項）

## 履歴書

本籍 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
氏名 木村公重 (きむら ひろしげ)  
生年月日 [REDACTED]

## 学歴

昭和 34 年 3 月 大阪電気通信高等学校卒業

## 職歴

昭和 34 年 4 月 瞳通信株式会社 入社  
昭和 37 年 12 月 同上 退社  
昭和 38 年 3 月 大阪市に就職  
平成 12 年 3 月 同上 退職  
平成 20 年 4 月 北河内農業協同組合理事  
平成 23 年 3 月 同上 退職

## 公職歴等

自 平成 14 年 7 月 至 平成 17 年 7 月 寝屋川市農業委員会委員  
自 平成 23 年 7 月 至 平成 26 年 7 月 寝屋川市農業委員会委員

自 平成 28 年 4 月  
至 現 在 北河内農業協同組合明和支部長

## 賞 罰

な し

## 農業委員会委員の任命

次の者を寝屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

令和 2 年 6 月 18 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所	[REDACTED]
氏 名	金 谷 伸太郎(きんたに しんたろう)
生年月日	[REDACTED]

### 理由

農業委員会委員の全員が令和 2 年 7 月 19 日 任期満了のため、農業委員会委員に任命したい。

※ 任期 3 年（農業委員会等に関する法律第 10 条第 1 項）

## 履歴書

本籍 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
氏名 金谷伸太郎（きんたに しんたろう）  
生年月日 [REDACTED]

## 学歴

昭和 44 年 3 月 大阪電気通信高等学校卒業

## 職歴

昭和 44 年 4 月 枚方市に就職  
平成 15 年 5 月 水道局管理課長  
平成 16 年 4 月 環境保全部まち美化推進課長  
平成 17 年 4 月 環境保全部環境総務課長  
平成 19 年 10 月 健康部健康総務課長  
平成 20 年 4 月 教育委員会事務局中央図書館次長  
平成 22 年 4 月 国勢調査実施本部副本部長  
平成 23 年 3 月 同上 退職  
平成 30 年 6 月 北河内農業協同組合理事  
現在に至る

## 公 職 歴 等

自 平成 24 年 4 月 北河内農業協同組合上木田支部長  
至 現 在

自 平成 31 年 4 月 寝屋川市農業再生協議会副会長  
至 現 在

## 賞 罰

な し

## 農業委員会委員の任命

次の者を寝屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

令和 2 年 6 月 18 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所	[REDACTED]
氏 名	田伏 隆雄 (たぶし たかお)
生年月日	[REDACTED]

### 理由

農業委員会委員の全員が令和 2 年 7 月 19 日 任期満了のため、農業委員会委員に任命したい。〔再任〕

※ 任期 3 年（農業委員会等に関する法律第 10 条第 1 項）

## 履歴書

本籍 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
氏名 田伏 隆雄 (たぶし たかお)  
生年月日 [REDACTED]

## 学歴

昭和 41 年 3 月 大阪電気通信高等学校卒業

## 職歴

昭和 41 年 4 月 寝屋川市に就職  
平成 12 年 4 月 都市建設部道・みどり室道路建設課付課長  
平成 14 年 4 月 まち建設部道・みどり室公園緑地課長  
平成 15 年 9 月 同上 退職  
平成 15 年 10 月 寝屋川市立西北コミュニティセンター館長  
平成 18 年 3 月 同上 退職

## 公職歴等

自 昭和 62 年 4 月 至 平成元年 3 月 寝屋川市立明和小学校 P T A 会長  
自 平成元年 4 月 至 平成 3 年 3 月 北河内農業協同組合打上支部長

自 平成 18 年 4 月 打上自治会長  
至 平成 24 年 3 月

自 平成 21 年 4 月 少年補導委員  
至 現 在

自 平成 21 年 4 月 少年指導委員  
至 現 在

自 平成 26 年 7 月 寝屋川市農業委員会委員  
至 現 在

## 賞 罰

平成 11 年 10 月 厚生大臣表彰 (水道事業功績)

## 農業委員会委員の任命

次の者を寝屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

令和 2 年 6 月 18 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所

氏 名

生年月日

[REDACTED]  
富田順治(とみた じゅんじ)  
[REDACTED]

### 理由

農業委員会委員の全員が令和 2 年 7 月 19 日 任期満了のため、農業委員会委員に任命したい。

※ 任期 3 年（農業委員会等に関する法律第 10 条第 1 項）

# 履歴書

本籍 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
氏名 富田順治 (とみた じゅんじ)  
生年月日 [REDACTED]

## 学歴

昭和 42 年 3 月 香川大学教育学部卒業

## 職歴

昭和 42 年 4 月 門真市立古川橋小学校教諭  
門真市立北巣本小学校教諭(昭和 49 年 4 月)、門真市立  
二島小学校教諭(昭和 63 年 4 月)、門真市立沖小学校教諭  
(平成 6 年 4 月)、門真市立速見小学校教諭(平成 9 年 4  
月)、門真市立大和田小学校教諭(平成 12 年 4 月)を歴任  
平成 15 年 3 月 同上 退職

## 公職歴等

自 平成 23 年 4 月 北河内農業協同組合秦支部長  
至 平成 25 年 3 月  
自 平成 25 年 4 月 秦区特別財産管理運営委員会委員長  
至 平成 27 年 3 月  
自 令和元年 4 月 秦自治会長  
至 令和 2 年 3 月

## 賞 罰

なし

## 農業委員会委員の任命

次の者を寝屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

令和 2 年 6 月 18 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住所

氏名 中橋 弘（なかはし ひろし）

生年月日

### 理由

農業委員会委員の全員が令和 2 年 7 月 19 日 任期満了のため、農業委員会委員に任命したい。

※ 任期 3 年（農業委員会等に関する法律第 10 条第 1 項）

## 履歴書

本籍 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
氏名 中橋 弘 (なかはし ひろし)  
生年月日 [REDACTED]

## 学歴

昭和 44 年 3 月 大阪産業大学工学部卒業

## 職歴

昭和 44 年 4 月 株式会社中西製作所 入社  
平成 2 年 4 月 同上 営業開発課長  
平成 7 年 4 月 同上 営業開発部長  
平成 20 年 3 月 同上 退社

## 公職歴等

自 平成 26 年 4 月 北河内農業協同組合堀溝支部長  
至 現 在

## 賞罰

なし

## 農業委員会委員の任命

次の者を寝屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

令和 2 年 6 月 18 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所	[REDACTED]
氏 名	中東敬夫(なかひがし たかお)
生年月日	[REDACTED]

### 理由

農業委員会委員の全員が令和 2 年 7 月 19 日 任期満了のため、農業委員会委員に任命したい。

※ 任期 3 年（農業委員会等に関する法律第 10 条第 1 項）

## 履歴書

本籍 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
氏名 中東敬夫 (なかひがし たかお)  
生年月日 [REDACTED]

## 学歴

昭和 42 年 3 月 大阪電気通信高等学校卒業

## 職歴

昭和 43 年 5 月 松下倉庫株式会社 入社  
昭和 52 年 2 月 同上 退社  
昭和 52 年 4 月 九個荘農業協同組合に就職  
平成 10 年 4 月 同上 金融課課長  
平成 15 年 5 月 同上 退職  
平成 27 年 6 月 九個荘農業協同組合理事  
平成 29 年 6 月 同上 退職

## 公職歴等

自 平成 20 年 4 月 九個荘農業協同組合西高柳支部長  
至 平成 21 年 3 月  
自 平成 23 年 4 月 九個荘農業協同組合西高柳支部長  
至 平成 24 年 3 月

自 平成 25 年 4 月 九個莊農業協同組合西高柳支部長  
至 平成 26 年 3 月  
自 令和元年 4 月 九個莊農業協同組合西高柳支部長  
至 現 在

## 賞 罰

な し

## 農業委員会委員の任命

次の者を寝屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

令和 2 年 6 月 18 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所

氏 名

生年月日

西尾晴雄(にしお はるお)

### 理由

農業委員会委員の全員が令和 2 年 7 月 19 日 任期満了のため、農業委員会委員に任命したい。

※ 任期 3 年（農業委員会等に関する法律第 10 条第 1 項）

## 履歴書

本籍 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
氏名 西尾晴雄(にしお はるお)  
生年月日 [REDACTED]

## 学歴

昭和 48 年 3 月 近畿大学商経学部卒業

## 職歴

昭和 48 年 3 月 株式会社VOW 入社  
昭和 52 年 4 月 同上 福岡支店長  
昭和 54 年 8 月 同上 退社  
昭和 54 年 8 月 株式会社BELLONAベロナ 入社  
平成 17 年 1 月 同上 退社  
平成 17 年 10 月 有限会社にし尾 開設  
現在に至る

## 公職歴等

自 平成 18 年 4 月 北河内農業協同組合大谷支部長  
至 平成 20 年 3 月  
自 平成 26 年 4 月 大谷自治会長  
至 現 在

## 賞 罰

平成 30 年 9 月 敬老月間表彰  
令和元年 11 月 日本赤十字社大阪府支部感謝状

## 農業委員会委員の任命

次の者を寝屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

令和 2 年 6 月 18 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所

氏 名

生年月日

溝口透（みぞぐちとおる）

### 理由

農業委員会委員の全員が令和 2 年 7 月 19 日 任期満了のため、農業委員会委員に任命したい。〔再任〕

※ 任期 3 年（農業委員会等に関する法律第 10 条第 1 項）

## 履歴書

本籍 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
氏名 溝口透(みぞぐちとおる)  
生年月日 [REDACTED]

## 学歴

昭和43年3月 柏原高等学校卒業

## 職歴

昭和43年4月 株式会社西川造園 入社  
昭和48年3月 同上 退社  
平成27年6月 北河内農業協同組合理事  
現在に至る

## 公職歴等

自昭和25年4月 北河内農業協同組合太秦支部長  
至昭和27年3月  
自平成29年7月 寝屋川市農業委員会委員  
至現 在

## 賞罰

なし

## 農業委員会委員の任命

次の者を寝屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

令和 2 年 6 月 18 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所

氏 名

生年月日

[REDACTED]

南 昌男 (みなみ まさお)

[REDACTED]

### 理由

農業委員会委員の全員が令和 2 年 7 月 19 日 任期満了のため、農業委員会委員に任命したい。〔再任〕

※ 任期 3 年（農業委員会等に関する法律第 10 条第 1 項）

## 履歴書

本籍 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
氏名 南昌男 (みなみ まさお)  
生年月日 [REDACTED]

## 学歴

昭和 49 年 3 月 同志社大学法学部卒業

## 職歴

昭和 52 年 4 月 太平信用組合に就職  
平成 3 年 4 月 同上 枚方支店長代理  
平成 7 年 4 月 同上 寝屋川支店次長  
平成 9 年 4 月 同上 寝屋川支店長  
平成 10 年 12 月 同上 退職

## 公職歴等

自 平成 24 年 4 月 九個荘農業協同組合葛原支部長  
至 現 在  
自 平成 29 年 7 月 寝屋川市農業委員会委員  
至 現 在

## 賞罰

なし